

光 総 第 5 5 号  
平成 2 5 年 5 月 9 日

各 所 属 長 様

総 務 部 長

勸奨退職の申出について

このことについて、光市職員勸奨退職措置要綱を別添のとおり定めています。

については、平成 2 6 年 3 月末日をもって勸奨退職を希望する職員は、下記のとおり総務課人事研修係に申し出されるよう、所属職員に周知願います。

なお、本年度中に国家公務員の定年前早期退職特例措置の見直しが予定されており、これに準じて本要綱を改正する予定です。(平成 2 6 年 3 月末勸奨退職者から適用)

その内容については以下のとおりです。

内 容	改正後	改正前
勤 続 期 間	2 0 年 以 上	2 0 年 以 上
適用対象年齢の (下限)	4 5 歳	5 0 歳 (技能職員は 5 3 歳)
勤続年数が 2 0 年以上 2 5 年未満の者	割増率 定年前 1 年につき 3 %	条例第 4 条第 1 項の規定を適用
勤続年数が 2 5 年以上 の者		割増率 定年前 1 年につき 2 %

申出は、職員勸奨退職措置要綱の様式 (別記様式) でお願いします。

記

1 申出期間 平成 2 5 年 5 月 9 日 (木) ~ 6 月 3 日 (月)

※ なお、申出期間経過後は、原則としてこの要綱の適用は行いませんので注意してください。また、勸奨退職制度の改正が行われる場合もありますので申し添えます。

2 問合せ先 総務課人事研修係 (内線 2 4 5、2 4 6)

別記様式（第5条関係）

退 職 願

年 月 日

光市長 市 川 熙 様

所属部課名  
職 氏 名

印

私は、次の理由により、平成26年3月31日付けで退職したいので、承認願います。

（理由）

退職勧奨を受ける。